

## 浜松市空き店舗利活用事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、商店街の活性化及び商業の振興を図るため、空き店舗へ出店する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等の店舗が集まり、又は連なっている地域であって、商店会の存するものをいう。
- (2) 商店会 浜松市商店街の活性化に関する条例施行規則第2条に定めるところにより市長に届け出たものその他商店街の活性化を目的として組織し、及び活動している団体であって、当該商店街において事業を営む者を1人以上含むものをいう。
- (3) 市中心部 浜松市中心市街地活性化基本計画（平成27年1月22日内閣総理大臣認定）において認定された別図の区域をいう。
- (4) 空き店舗 商店街又は市中心部内に存する建物の全部又は一部であって、貸主が店舗として貸し、又は売る意思があるものの、借主又は買主が存しないものをいう。
- (5) 空き店舗利活用事業 商店街以外から商店街の空き店舗に出店すること又は市中心部の区域内の空き店舗に出店することをいう。
- (6) はままつ起業家カフェ 市、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構及び浜松商工会議所が共同で協議会を設置して実施する市内での起業を支援する組織をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする

- (1) 空き店舗利活用事業を実施する事業者であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 出店する店舗の業種が、別表第1に掲げる業種のいずれかに該当すること。
- (2) 商店街の空き店舗に出店する場合にあっては、その商店会に加盟すること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。
- (4) 商店会の存しない市中心部の空き店舗に出店する場合にあっては、第7条の規定による申請の日から1年以内に開業前にはままつ起業家カフェにおいて創業支援を受け初めて開業した者又は市が主催するリノベーションスクールを修了した者であること。
- (5) 週3日以上営業する店舗であること。
- (6) 店舗の面積が1,000㎡以上の大型店内のテナントとして出店するものでないこと。
- (7) 申請者が同一の店舗への出店について、空き店舗利活用事業費補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (4) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- (5) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に1,0

00円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 市中心部の商店街の空き店舗に出店する場合 70万円
- (2) 市中心部以外の商店街の空き店舗に出店する場合 50万円
- (3) 商店会の存しない市中心部の空き店舗に出店する場合 50万円

(交付の申請)

第7条 空き店舗活用事業を実施した者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、当該事業の実施後速やかに、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き店舗出店概要書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 空き店舗の賃貸借契約書、売買契約書その他当該空き店舗を使用収益する権原を設定する契約書の写し
- (4) 空き店舗へ出店した状況(店舗の内観及び外観)が分かる写真
- (5) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類(名宛人が申請者と同一名義のものに限る。)
- (6) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (7) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書(第5号様式)
- (8) 暴力団排除に関する誓約書(第6号様式)
- (9) 商店会への加盟等に関する当該商店会との覚書の写し(第7号様式)(商店街の空き店舗に出店する場合に限る。)
- (10) はままつ起業家カフェ運営協議会が発行した確認書(第8号様式)(はままつ起業家カフェの支援を受け、かつ商店会の存しない市中心部の空き店舗に出店する場合に限る。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(交付の決定及び条件)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助対象事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (3) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (4) 第10条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (5) 第10条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(補助金の請求)

第9条 前条第1項の補助金交付決定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長に対し、請求書(第10号様式)により補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分違反したとき。
  - (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
  - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (5) 補助金の交付を受けてから1年以内に当該事業を廃止し、又は当該店舗を移転したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令をしたときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書(第11

号様式)により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第11条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(公表)

第12条 市長は、補助事業の概要その他第1条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

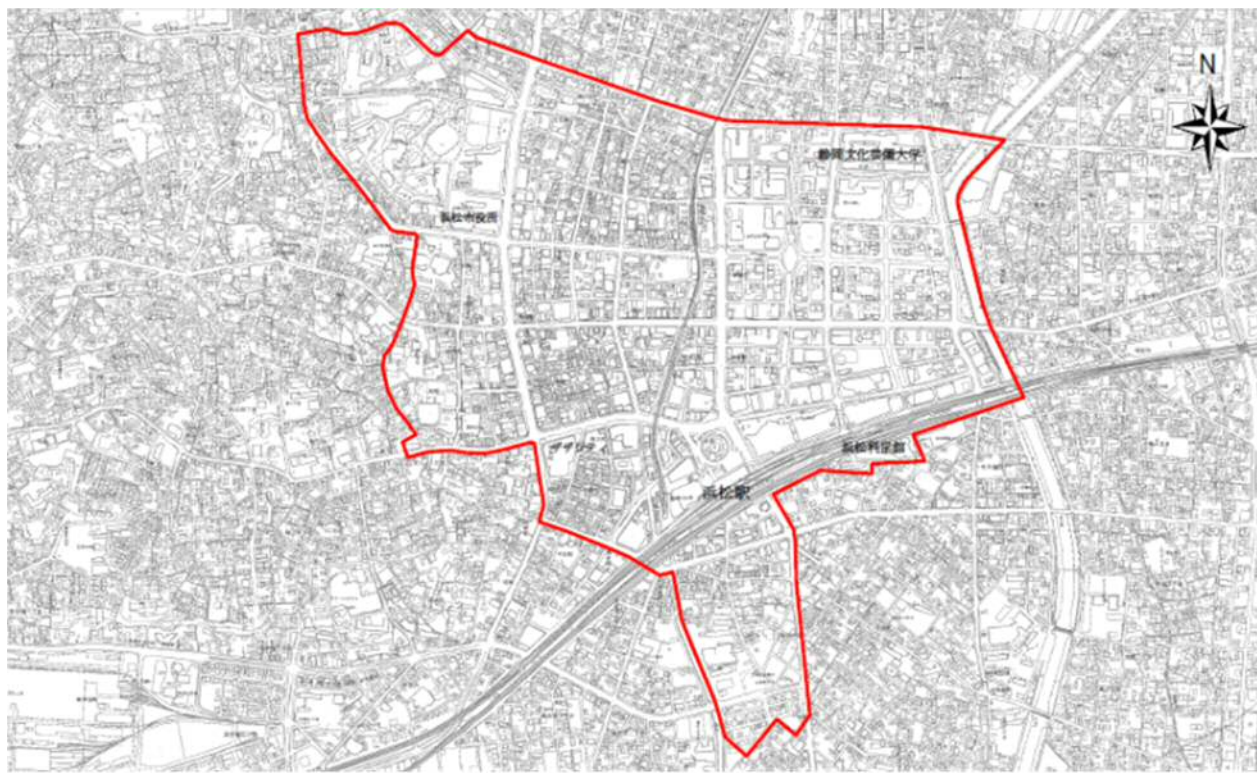
附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度に交付する補助金について適用する。

別図（第3条関係）

平成27年1月22日内閣総理大臣認定「浜松市中心市街地活性化基本計画認定区域」

220ha



別表第1（第4条関係）

対象業種一覧

大分類	中分類	小分類
小売業	各種商品小売業	いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所
	織物・衣類・身の回り品小売業	呉服、服地、衣服、寝具、靴、帽子、洋品雑貨、小間物、その他身の回り品を小売する事業所
	飲食料品小売業	野菜、果実、食肉、鮮魚、酒、菓子、パン、そう菜、乾物、その他飲食料品を小売する事業所
	機械器具小売業	自動車、自転車、電気機械器具、電気事務機械器具、それらの部分品、付属品を小売する事業所
	その他の小売業	家具、金物、医薬品、化粧品、書籍、文房具、スポーツ用品、娯楽用品、楽器、時計、その他商品を小売する事業所
飲食サービス業	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、居酒屋、喫茶店等
	持ち帰り飲食サービス業	飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	クリーニング業、理容店、美容室、銭湯業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサロン、その他身の回りの清潔を保持するため又は心身のリラックス並びにリフレッシュを促進するためのサービスを提供する事業所
	娯楽業	映画館、劇場、スポーツ施設
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、そろばん、英会話、スポーツ等）

備考 対象業種は、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類を参考とする。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	内 容	
店舗契約に係る初期費用等	(1) 前払い家賃(契約時に一括して前払いするものに限る。) (2) 敷金 (3) 礼金 (4) 保証料 (5) 不動産購入経費	
店舗改装費	(1) 床工事	整備に係る経費 (作業経費、設備機器経費を含む。)
	(2) 天井工事	
	(3) 壁・間仕切壁・窓・出入口工事	
	(4) 電気設備工事	
	(5) 空調・換気設備工事	
	(6) 給排水衛生設備工事	
	(7) ガス設備工事	

## 備考

- 1 不動産の仲介手数料を除く。
- 2 補助金の交付を申請した年度内に契約したものに限る。
- 3 領収書又は支払いを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）が提出できない経費は、補助対象経費から除外する。